

12. 5. 2  
112 (B)



第 1123 號

ノ 171 24

財團法人協國會大阪支所

財團協國會大阪支所長 藤澤 修

非常理事 田島 一 氏

一、生存糧獲得

一、二時間労働制実施

一、失業防止徹底

部隊監督者注意事項

部隊監督者隊伍整理等共引負マレテ在ニ事項

ニ実行セラルコト

1. 各隊行進中互ニ十回以上巨敵ヲ保ツコト

2. 所定道路即總村ニ変更セラルコト

3. 宣傳ビラ等一切撤布セラルコト

4. 既走又濫停止ニ若クハ路傍演說等ヲ為サルコト

5. 解散際直ニ監督者自旗幟ヲ卷キ收ムコト

6. 洋杖等携帶セラルコト。少組合員以外者、列中ニ加ヘラルコト

財團協國會大阪支所